

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等(第一種指定電気通信設備制度関係)に対する再意見**○ 再意見募集期間:令和4年 10 月 29 日(土)~同年 11 月 11 日(金)****○ 意見提出数:2件(その他、本省令案と無関係と判断されるものが1件)** ※意見提出数は、意見提出者数としています。**(意見提出順、敬称略)**

受付順	意見提出者
1	KDDI 株式会社
2	ソフトバンク株式会社

※ 本改正案のうち、以下の省令案等。

- ・ 電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部改正案（第 23 条の 2 及び第 23 条の 4 の改正規定に限る。）
- ・ 電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）の一部改正案（様式第 21 の改正規定に限る。）
- ・ 第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成 9 年郵政省令第 91 号）の一部改正案
- ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）の一部改正案
- ・ 接続料規則の一部を改正する省令（平成 17 年総務省令第 14 号）の一部改正案
- ・ 電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年総務省令第 1 号）の一部改正案
- ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令（令和 4 年総務省令第 9 号）の一部改正案
- ・ 電気通信事業法施行規則第 23 条の 2 第 2 項の規定に基づく指定に関する件（平成 13 年総務省告示第 242 号）を廃止する告示案
- ・ 電気通信事業法第 33 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき電気通信設備を指定する件（平成 13 年総務省告示第 243 号）の一部を改正する告示案
- ・ 附則

再意見書

2022年11月10日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめさんばんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 かぶしがいしゃ KDDI 株式会社

だいいょうとりしまりやくしゃちよう たかはし まこと 代表取締役社長 高橋 誠

メールアドレス sousetsu-se@kddi.com

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案」に対し提出された意見に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

該当箇所	弊社意見
第一種指定電気通信設備制度の見直し関係	
<p>(略)</p> <p>・今般の省令・告示改正により、他事業者との音声 IP 接続及び IPoE 接続に係る当社 IP 網の県間設備が一種指定設備に整理され、アンバンドルの対象に追加されることとなりますが、以下の通り、IPoE 接続に係る県間設備の「不可避性」は解消されていくことから、状況の変化を踏まえ、あらためて一種指定設備規制の対象から除外することについて、今後ご検討いただきたいと思いますと考えます。(略)</p> <p>・また、IP 網への移行後の音声接続は全事業者が東京・大阪の 2 か所の POI ビルで 2 社間の直接接続となり、当社のみならず全事業者がお互いに県間設備を含む電話網を利用し合う双務的な関係になることを踏まえ、事業者間の公平性確保と規制・運用コストの抑制を図っていくこと（接続料の精算を行わない「ビルアンドキープ方式」の導入等）についてご検討をいただきたいと思います。</p> <p>【NTT 東日本・西日本】</p>	<p>今般の省令・告示改正により第一種指定設備に整理された県間設備のうち、IPoE 接続に係る設備について対象から除外することを要望されたものと理解しております。令和 3 年 9 月にとりまとめられた「IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」最終答申では、IPoE 接続について、単県 POI の増設を行うのみで、県間通信設備の不可避性が解消されるものではないと考えることが適当であることが示されており、県間通信設備の不可避性の変化が明確に認められない限りは、引き続き指定設備とすべきと考えます。</p> <p>また、IP 音声接続に係る設備については、加入者回線の利用に当たり NTT 東西の県間設備を不可避的に利用しなければならないこと等を踏まえ、第一種指定電気通信設備に指定されることについて賛同いたします。なお、必要に応じて事業者間の公平性確保、規制・運用コストを図ることについて別途議論してもよいと考えます。</p>
<p>(略)</p> <p>なお、具体的な施行日については今後の諸手続きを経て確定していく認識ですが、上記の通り当該設備の第一種指定設備化の妥当性については既に最終答申にて整理されていること、また、接続事業者において接続料金の予見性を確保し事業計画に反映させる必要があることを踏まえ、本改正が可及的速やかに施行されることを要望します。</p> <p>【ソフトバンク】</p>	<p>本改正が速やかに実施されることが望ましいという点について、同じ考えです。</p>

再意見書

令和4年11月11日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 105-7529
(ふりがな) とうきょうとみなとくわいがんいちちようめなぼんいちごう
住 所 東京都港区海岸一丁目7番1号
とうきょう たけしほ
東京ポートシティ竹芝オフィスタワー
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ソフトバンク株式会社
だいひょうとりしまりやく しやちようしつこうやくいん けん しーいーおー
代表取締役 社長執行役員 兼 CEO
みやかわ じゅんいち
宮川 潤一

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり再意見を提出いたします。

このたびは、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に対し、再意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

意見提出者と該当箇所	提出された意見	意見
<p><KDDI 株式会社> 施行規則第 23 条の 2 第 4 項、 指定告示、第一種指定電気通信 設備接続料規則</p> <p><ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社> 「第一種指定電気通信設備の追加等」の総論</p> <p><東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社> 総論</p>	<p><KDDI 株式会社> また、県間通信用設備のうち、接続事業者による利用の不可避性が高いものについては、第一種指定電気通信設備制度を適用することが望ましく、他社設備も含めて一体的に規律することが適当と考えられるため、本改正案に賛同いたします。</p> <p><ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社> 今回の県間通信用設備の第一種指定設備化は、競争環境の促進に資するものと賛同致します。</p> <p><東日本電信電話株式会社および東日本電信電話株式会社> ・ 一種指定設備規制は、他事業者の事業</p>	<p>県間通信用設備について、接続事業者による利用の不可避性が高いものについては、第一種指定電気通信設備制度を適用することが望ましく、他社設備も含めて一体的に規律することが適当とする KDDI 株式会社殿の意見、及び県間通信用設備の第一種指定設備化は、競争環境の促進に資するとするソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社殿の意見に賛同します。</p> <p>なお、接続事業者は東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社殿（以下、「NTT 東西殿」という。）以外の他社県間サービスを利用することが可能（経済的な複製可能性を有する）という NTT 東西殿の意見については、「I P 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」最終答申（2021 年 9 月。以下、「最終答申」という。）において、</p> <p>①NTT 東西殿の県間通信用設備を使わずに IPoE 接続を行う接続事業者がない点や、</p> <p>②特定県域向けにサービス提供を行えない接続形態やネットワークの実態</p> <p>等が指摘されており、NTT 東西殿の県間通信用設備を使わずに</p>

意見提出者と該当箇所	提出された意見	意見
	<p>運営上不可欠な設備（ボトルネック設備）に対して課せられる設備規制であって、通信市場の競争促進を目的とする競争政策の一環として設けられたものであり、「不可避性」（他の手段を選択可能か（自前構築、他社調達等））の観点から規制適用の要否について検討が行われてきたものと考えます。</p> <p>・ 今般の省令・告示改正により、他事業者との音声 IP 接続及び IPoE 接続に係る当社 IP 網の県間設備が一種指定設備に整理され、アンバンドルの対象に追加されることとなりますが、以下の通り、IPoE 接続に係る県間設備の「不可避性」は解消されていくことから、状況の変化を踏まえ、あらためて一種指定設備規制の対象から除外することについて、今後ご検討いただきたいと考えます。</p> <p>① これまでも接続料の算定等に関する研究会や接続政策委員会において申し上げてきたように、当社の県間設備より低廉な料金で他社県間サービスを利用することが可能（経済的な複製可能性を有する）と考えられること。</p> <p>② 接続事業者の要望を踏まえ、従来の全国</p>	<p>他の事業者の県間通信用設備を用いることは、経済的複製可能性の観点から、現時点では困難であると考えられると整理されています。現時点ではこれらの課題が解消しておらず、県間通信用設備を一種指定設備規制から除外することは不適切であると考えます。</p> <p>また、今後 NTT 東西殿による単県 POI の設置が拡大した場合においても、各事業者で特定県域向けに個別の開発および費用が発生する事を踏まえると、経済的な観点から引き続きNTT東西殿の県間通信用設備を用いることが不可避となることも想定されるため、これらの課題が今後どのように解消されていく場合でも、引き続き委員会等で確認、検証していく必要があると考えます。</p> <p>ビル&キープ方式の導入については、最終答申において、以下の通り、まずは事業者間協議を進めていく必要があると既に整理されており、答申が整理された当時から現在まで状況に変化がないことを踏まえると、現時点において公的な場で新たに検討を始めることは時期尚早であると考えます。</p> <p>特に、委員からもご指摘がありました通り、固定電話と携帯電話では設備構成およびネットワークコストが異なり、かつ、現状、指定事業者は接続約款に基づきコストに適正利潤を加えたものとして接続料算定を行っていること等から、接続料規制としてモバイルを含めた全事業者、またはモバイル事業者相互間にビル&キープ方</p>

意見提出者と該当箇所	提出された意見	意見
	<p>POI・ブロック POI に加え、2014 年 4 月以降、当社の県間設備ではなく、接続事業者自らが構築・調達した県間設備を利用して接続する単県 POI の開設を進めており、今後も順次拡大予定であること。</p> <p>・ 特に単県 POI については、下表のとおり、IPoE 接続に係る県間設備を一種指定設備と整理する方針が示された「IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方」最終答申（2021 年 9 月）以降においても、その設置エリア数、設置 POI 数は大きく拡大しており、今後はこれらの単県 POI を利用した当社の県間設備を用いない接続形態が主流となっていくものと考えます。（表は省略）</p> <p>また、IP 網への移行後の音声接続は全事業者が東京・大阪の 2 か所の POI ビルで 2 社間の直接接続となり、当社のみならず全事業者がお互いに県間設備を含む電話網を利用し合う双務的な関係になることを踏まえ、事業者間の公平性確保と規制・運用コストの抑制を図っていくこと（接続料の精算を行わない「ビルアンドキープ方</p>	<p>式を導入することについては明らかに適切性を欠くため、到底許容できません。</p> <p>（最終答申）</p> <p>ビル&キープ方式の導入について、</p> <p>①事業者間の接続協定は、事業者間の協議により定めることを基本としており、まずは事業者間により協議を進めていく努力がなされることが必要である</p> <p>②事業者間で相互にやりとりされる通信量や、各事業者のネットワーク構成・接続料単金には差異があることから、ビル&キープ方式の導入により事業者間の接続料精算を行わない場合、事業者間で不公平を生じることが想定されるためこのような点を踏まえて協議を行う必要がある</p> <p>③ビル&キープ方式を希望する事業者は、同方式の導入により、国民利用者にとって少なからぬ影響を生じる料金設定等を行う場合には、国民利用者にとどのような便益と影響が生じるのかについて、電話利用者における着信に係る費用負担の方法を含む具体的な料金体系を提示するなどして、広く国民利用者の理解を得られるように努めることが必要である</p>

意見提出者と該当箇所	提出された意見	意見
	式」の導入等) についてご検討をいただきたいと 考えます。	

以上